

第 9 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成25年9月3日(火)
 開会 午後3時30分
 閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 6番 池田 良一

 18番 土井 末義

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農地係長	原 利 彦
農地係員	松 尾 希 美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第50号	農地法第5条の申請について	(6件)
議案 第51号	農地法第4条および第5条の申請について	(1件)
議案 第52号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第53号	農地法第3条の申請について	(6件)
議案 第54号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年13件)	

8. 報告事項

報告 第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)												
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人のご依頼を申し上げます。 今回は6番 池田委員、18番 土井委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第ご署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table><tr><td>第50号 農地法第5条の申請について</td><td>6件</td></tr><tr><td>第51号 農地法第4条および第5条の申請について</td><td>1件</td></tr><tr><td>第52号 農地法第4条の申請について</td><td>2件</td></tr><tr><td>第53号 農地法第3条の申請について</td><td>6件</td></tr><tr><td>第54号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td><td></td></tr><tr><td>利用権設定 通年</td><td>13件</td></tr></table> <p>また、報告事項は、1つです。 第19号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件 となっております。</p>	第50号 農地法第5条の申請について	6件	第51号 農地法第4条および第5条の申請について	1件	第52号 農地法第4条の申請について	2件	第53号 農地法第3条の申請について	6件	第54号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について		利用権設定 通年	13件
第50号 農地法第5条の申請について	6件												
第51号 農地法第4条および第5条の申請について	1件												
第52号 農地法第4条の申請について	2件												
第53号 農地法第3条の申請について	6件												
第54号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について													
利用権設定 通年	13件												

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第50号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第50号 農地法第5条の申請6件について御説明します。 議案の1ページ、26番になります。</p> <p>図面は、案内図、字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、 平面図が3ページ、断面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、新天町地区です。 借受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア) のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地 域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し 得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、27番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、 断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、立花町西円蔵寺地区です。 譲受人が、宅地分譲地とするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア) のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地 域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し</p>

得るに該当します。

続きまして、議案の 1 ページ、28 番になります。

図面は、案内図と字図が 8 ページ、土地利用計画図と断面図が 9 ページになります。

申請地は、波多津町井野尾地区です。

譲受人が、駐車場及び資材置き場をつくるための申請です。

農地区分は第 1 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のイの (ア) の b、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e)、既存の施設の拡張 (拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る) に該当します。

続きまして、議案の 1 ページ、29 番になります。

図面は、案内図と字図が 10 ページ、土地利用計画図が 11 ページ、平面図が 12 ページと 13 ページになります。

申請地は、南波多町大曲地区です。

譲受人が、デイサービス施設の駐車場を建設するための申請です。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく 10ha 以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、30番になります。

図面は、案内図と字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、断面図が16ページ、雨水排水計画図と舗装計画図が17ページになります。

申請地は、二里町大里地区です。

譲受人が、敷地を拡張し進入路を建設するための申請です。

農地区分は、申請地が二里公民館から300m以内であり、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、市役所(これらの支所)から概ね300m以内に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、31番になります。

図面は、案内図と字図が18ページ、土地利用計画図と断面図が19ページ、平面図が20ページになります。

申請地は、山代町楠久地区です。

借受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイ

	<p>の(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第50号農地法第5条の申請は以上6件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条26番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは皆さんご存知だと思いますが、居酒屋のすぐ横でございますが、ここは畑でございます、周りは駐車場です。駐車場の方にずっと水路がありますが、その水路は蓋をしないようにしてください、ということと言いましたので、あとは塀を、いつでも掃除をされる状態にしておいてくださいということでおきました。敷地を道路並みにかさ上げするということでございます。別に問題ないと思いますが、審議の方をお願いします。</p>
議長	<p>26番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは伊万里自動車学校のすぐ横の田んぼでございます。JR筑肥線の方に申請地に隣接する田んぼがありまして、そこについて同意書は貰っておられました。後で畑にするという理由でございましたので、ここは許可を取ってから埋め立てをしてくださいということでした。ここも問題はないと思いますが、水路が道路側に小さいのがありますが、そちらの方は必要はないということでございます。よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>字図8ページを見られたら分かると思いますけど、中山から井野尾に抜ける市道です。その傍に申請地があります。左の方がJAのライスセンター。区画整理で整地した田んぼです。15.6年前までは水がよくありましたが、現在周辺に小さい田んぼはありますけどほとんど作っていないような状況で水がないわけです。ライスセンターから濁った水は流れてくるけれど、稲を作るような水の経路というのが、周りの土地が休耕田とかに全部なくなってしまっていて、この田んぼ自体が荒れて、そのままになっていたんです。それで、これはどうしたら良いだろうかと相談されたわけですけど、これは県から農振除外してもらわないと出来ないと言ったら、譲受人が荒れているなら私の傍であるし、ここを購入したいということで先日こられたわけです。この件について3か月ほど前から除外申請などをしないといけないということで、県などから見に来てもらって、その前にも8月12日のパトロールの時も県庁、農業委員会職員と一緒に見に行っただけですけど、これは稲を作ることができるような田んぼではなかったし、周りも荒れてしまっているので、どうしようもないと言っただけなんですけど、駐車場、資材置き場としての利用が一番適切だろうということで、区长・生産組合長の印鑑も押してありましたので、それならしてくださいということで、私も印鑑を押した次第です。御審議お願いいたします。</p>
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
3番委員	<p>この辺は農業振興地ですか。</p>

担当委員	この中山から井野尾までの間、抜ける交差道ですけど、この場所は狭い田んぼはありますが、ほとんど作れないということで。譲受人が家の傍でもあるし、通り端でもあるし、活用の方法はそれが一番良いということになって売ってくださいと来られましたが、区画整理しているから県の許可がいるということで、県からみにきてもらってようやく申請にこぎつけたというような状況です。
事務局	今、お尋ねがありました農振区域かということですが、こちらの方は土地改良事業が入っているところで一種農地でございますので、農振農用地の区域ということになります。この間ようやく農振除外の手続きの方が終了いたしましたので、今回農地転用の手続きが進んでいるということでございます。
議長	他にございませんでしょうか。
19番委員	ちょっと一つだけ確認させてください。ここの近くに牛舎があったよね。
担当委員	申請地の下の方です。溜池のようなのがある。このちょっと下側になります。
3番委員	地図に載ってない。牛舎とは書いてない。
担当委員	牛舎とは載ってない。建物の位置がちょっと違いますね。
19番委員	牛舎は特に関係ないですね。
担当委員	関係ないです。
19番委員	関係ない。わかりました。
議長	続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。

<p>担当委員</p>	<p>案内図を見てもらえば分かると思いますが、大曲の病院付近です。もともと農家であったわけですが、後継者もなく、家の前に小さな畑がございましたが、そこもだんだん小さくされておられましたので、そこを駐車場にしたいということで相談にいられました。家を新築されて13年位ということでした。排水関係は浄化槽をつけかえております。区長、生産組合長の印鑑ももらっておられましたので、私も特にございません。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>29番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>14ページの案内図は申請地が下の右側。二里小学校なんです。今、二里小学校が5年計画で新築の校舎の建替えあるいは改修を計画しております。その中で形がちょっと入り込んだ敷地になっておりましたので、そこをまっすぐにするために申請地を相談できないだろうかということで教育委員会の方から相談がありました。ここの持主に相談したところ二里小学校、伊万里市のためにだったらということでこれだけ相談ができました。それで大里区の方の区長なり生産組合長なり印鑑をいただいて最後に私の方に回ってきましたので私もそういうことで学校のためならということで印鑑を押してこの運びになりました。進入路ということになっております。今、校舎の2階建ての鉄筋コンクリートを耐震がだめだということで取り壊している最中です。3階建ての校舎が今度出来上がりますけども、その辺のことまでは聞いています。審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p>

	<p>続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>18ページの案内図でわかるように、ちょうど私の家の前のようなかっこうでございます。以前から息子の家を作りたいということでありましたけれども、農振地になっておりましてその除外と、もうひとつが中山間直接支払の土地になっておりまして、その辺の兼ね合いもありまして、今度申請の運びになったわけでございます。今度から中山間直接支払の土地については、後継者の家を作る分については良いということになっておりますので、そこら辺を確認して申請をされているわけです。区長・生産組合長の印鑑もございますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>議案第50号農地法第5条の申請の申請6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第51号農地法第4条および第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号農地法第4条および第5条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が21ページ、土地利用計画図が22ページ、平面図が23ページと24ページになります。</p> <p>申請地は、脇田地区です。</p> <p>申請人が、住宅及び農業用倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種</p>

	<p>農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第51号農地法第4条および第5条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>21ページの字図を見ていただくと、一番下の方になりますけど、下の方は脇田の神社になります。神社のほうから入った付近に申請地がございまして、息子さんが帰って見えるということで、8月7日の日にお見えになりました。この畑がありますけどもこれは敷地内にありまして、この農業倉庫が旧家の手前にありまして、今度新しく作る家の前の畑、こちらの方にまた新しく農業倉庫を作りたいということでございます。区長あるいは生産組合長、周りが住宅でございまして、自分の敷地内でございまして問題ないかと思っておりますけどもよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
6番委員	<p>いくらかはもう前にされていたんでしょ。</p>
事務局	<p>図面の22ページをご覧いただきたいと思っております。こちらの方に道路が上の方にありまして、家が2棟かいてございます。こちらの右側に住宅既存というのがあります。こちらの方が母屋でございまして。今現在この家が建っておりますが、この家が実際には今</p>

	<p>建っている分がこの図面に落としてある分よりも少し左側、申請地まではみ出して増築されています。こちらの農地がおおむね住宅に新築をされるところにあるんですけれども、この農地の方に若干かかってくるという状況でございます。母屋の方が。その部分が違法転用という状態になっておりますので、そちらについて始末書が添付されております。今回の計画では不法で住宅が建築されているところをカットいたしまして、改めて今回新規で新築をされる住宅を建設されるという計画となっております。始末書の案件についてはそういうところでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>議案第5 1号農地法第4条および第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第5 2号農地法第4条の申請につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5 2号農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が25ページ、土地利用計画図と断面図が26ページ、平面図が27ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>申請人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地</p>

	<p>域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が28ページになります。</p> <p>申請地は、大川町山口地区です。</p> <p>植林の申請ですが、現在すでに植林されているため始末書をつけての申請となります。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第52号農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地につきまして説明します。</p> <p>ちょうどこの庁舎の裏に市道がございますけれども、今までの家を建てておられたところが老朽化して、新たに自分の土地に家を</p>

	<p>建てたいということでございました。この字図を見ていただければわかると思いますが、申請地の奥に地目が水田になっている隣接者の農地がありますけれど、建設地の水田も荒れて水田管理も草も生えたままの状態でございます。道から細い農業水路がございまして、これも水田も作っていないということで、あまり活用されていない状況でございます。そういうことで隣接者の承諾もございましたし、区長・生産組合長の承諾印もございましたので、別に問題は無いだろうと私も判断して承諾印を押したところでございます。</p>
議長	<p>12番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図は28ページにありますけれど、大川町の山口から東田代の方に上って行く農免道路がありますけれどその近くに農地がございまして、ここはもとミカン園でございまして5年ほど前まではミカンを作っておられましたけれども、周囲が山になってしまったためにミカンを伐採してヒノキを植林したということで、今度始末書をつけて申請をしておられます。</p>
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 議案第52号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第53号農地法第3条の申請につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号農地法第3条の申請6件について説明します。 議案は4ページから5ページになります。</p>

	<p>議案の 5 8 番から 6 3 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請については以上 6 件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 4 ページから 5 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>議案第 5 3 号農地法第 3 条の申請 6 件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 3 件について、御説明します。議案の 6 ページと 7 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 8 名、貸付人が 1 3 名で、面積は、田 2 8, 2 3 0. 1 5 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 8 ～ 1 4 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 1 3 件です。</p>

議長	<p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 3 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 3 件については申出のとおりに決定します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 9 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 9 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について説明します。</p> <p>議案の 1 5 ページを御覧ください。</p> <p>1 9 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は売買をされる予定で今回、5 条の申請が出ております。</p> <p>報告第 1 9 号については以上 1 件です。</p>
議長	<p>報告第 1 9 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第 9 回農業委員会を閉会します。</p>
	<p><<< 議事終了 >>></p>